

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年６月25日
【会社名】	株式会社ＪＰホールディングス
【英訳名】	JP-HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂 井 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅二丁目38番２号 (2024年８月20日より名古屋市東区葵三丁目15番31号から 上記住所に本店を移転しております。) (注) 2025年７月１日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 東京都港区港南一丁目２番70号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長坂井徹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

また、独立した立場から取締役の職務執行を監査するため、監査等委員会が設置され、内部統制の整備・運用状況について定期的に審議を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い順から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、期中における事業内容や組織の変更等を含め、期末時点で評価範囲が適切であるかどうかについて再確認し、評価範囲の見直しは必要でないと判断しました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上債権、仕入高及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象としました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすリスクと対応する統制活動について、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、関連文書の閲覧、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該内部統制の整備及び運用状況を評価しました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。個別に評価対象に追加した事業拠点及び業務プロセスとして、当社及び子会社の固定資産の減損及び税効果会計に係る業務プロセスを評価対象としました。

また、評価対象となった業務プロセスにおいてITによって自動化された内部統制が行われている場合は、ITに係る全般統制および業務処理統制について、当該内部統制に関係する適切な管理者へのヒアリング、関連文書とデータの閲覧、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該内部統制の整備及び運用状況を評価しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。